

和水町こども計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 目的

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に基づく、第2期和水町子ども・子育て支援事業計画が令和7年3月末で終了することに伴い、町のこども施策に関する事項を一体的に策定することも基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する市町村こども計画として、和水町こども計画を策定する。

この目的に沿って、業務を受託できる事業者を選定するため、公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）を実施する。

(2) 業務の名称

和水町こども計画策定業務委託

(3) 業務の内容

業務の内容は、別紙和水町こども計画策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）によるものとする。

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年3月25日まで

(5) 契約上限額

12,980,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 プロポーザルの概要

(1) 名称

和水町こども計画策定業務委託公募型プロポーザル

(2) 選定方法

応募者からのプレゼンテーション等をもとに、本業務に適した受託候補者を1者選定するものとする。

(3) スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
プロポーザル実施の公表	令和6年4月22日（月）
質問書の受付期限	令和6年5月1日（水）
参加表明書等の提出期限	令和6年5月1日（水）
企画提案書の提出要請	令和6年5月2日（木）

企画提案書の提出期限	令和6年5月15日（水）
プレゼンテーション	令和6年5月下旬予定
審査結果の公表	審査後速やかに通知
業務請負に係る協議・契約締結	令和6年5月下旬～6月上旬予定

（４）事務局

和水町役場 保健子ども課 子ども家庭係 担当：永田

〒865-0192 熊本県玉名郡和水町江田3886番地

TEL：0968-86-5730 FAX：0968-86-4660

E-mail:m-nagata@town.nagomi.lg.jp

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加するためには、次に掲げる全ての要件を満たす必要がある。

- （１）本提案に基づく仕様書の内容を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有する法人であること。
- （２）国税及び地方税に滞納がないこと。
- （３）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- （４）本町の指名停止期間中又は入札参加資格停止中でないこと。
- （５）暴力団員による不当な行為等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及びその利益となる行動をするものでないこと。
- （６）九州圏内に事業所または支所を有すること。また、九州圏内の研究員を本業務担当者として配置すること。
- （７）熊本県内の自治体で同種計画（市町村こども計画）をすでに受託していること。

4 公募期間及び参加申し込み方法

（１）公募期間

令和6年4月22日（月）から令和6年5月1日（水）まで

（２）提出方法

このプロポーザルに参加を希望の場合は、次に定める書類を提出すること。

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 会社概要（様式自由、ただしA4判とする。）
※会社名、所在地、業務概要、会社設立年月日、連絡先の記載があるもの
- ③ 登記簿謄本（写しでも可）
- ④ 国税及び地方税の滞納が無い証明書又は納税証明書（写し可）

（３）提出期限

令和6年5月1日（水）午後5時 必着

(4) 提出方法

郵送（簡易書留）又は持参すること。

※ F A X 及び電子メールによる提出は受け付けない。

(5) 提出先

和水町役場 保健子ども課 子ども家庭係 ※2の(4) 参照

(6) 参加資格要件の審査結果の通知

提出された書類に基づいて審査を行い、参加資格要件を満たすものに対して企画提案書の提出を要請する。

5 参加表明書等の様式の入手方法

参加表明書等の様式については、以下の方法により入手すること。なお、郵送による配付は行わない。

(1) 保健子ども課窓口による配付

(2) 和水町ホームページからダウンロード

6 質問書について

(1) 提出書類

質問書（様式2）

(2) 受付期間

令和6年4月22日（月）から令和6年5月1日（水）まで

(3) 提出方法

F A X 又は電子メールによること。送信後は到達の確認を必ず行うこと。

(4) 提出先

和水町役場 保健子ども課 子ども家庭係 ※2の(4) 参照

(5) 質問への回答

各参加資格事業者へ F A X 又は電子メールにて、質問内容とともに回答する。
ただし、質問内容が質問者固有の提案内容等に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

7 企画提案書について

(1) 企画提案書の内容

企画提案書の内容、構成については、仕様書にある業務の目的及び内容の項目に沿うこと。

(2) 提出書類

① 表題（様式3）

② 企画提案書（様式自由）

③ 参考見積書（様式自由）

④ 業務実績表（様式自由）

⑤ 実施体制表（様式自由）

（３）提出部数

６部（正本１部、副本５部）

（４）提出期限

令和６年５月１５日（水）午後５時 必着

（５）提出方法

郵送（簡易書留）又は持参すること。

※ＦＡＸ及び電子メールによる提出は受け付けない。

（６）提出先

和水町役場 保健子ども課 子ども家庭係 ※２の（４）参照

（７）作成上の注意

① 提案書は、Ａ４判縦、左綴り、片面、横書きとする。

② 提案書は、左綴りで１冊にまとめること。

③ 書類等の作成に用いる言語、通貨、及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量（平成４年法律第５１号）に定める単位に限る。

８ ①一次審査（書類審査）

参加要件を満たすと認めたものに対し、一次審査（書類審査）を行う。参加希望者が３者以上ある場合、別表１の書類審査の２項目の合計点数の上位３者を第２次審査「プレゼンテーション審査」に進むものとする。採点基準については、別表１を参照のこと。なお、書類審査については、「業務実績表」、「業務体制表」を基に採点を行う。採点の結果、同点となった場合は、業務実績数の多い参加希望者を上位とする。

別表１

評価項目	評価基準	配点
業務実績表	同種計画、又は関連計画の業務実績をどの程度有しているか	１５
業務体制表	本業務を遂行するための人員配置は妥当か。また、主担当者に十分な経験と能力を有する者を配置しているか	１５
合 計		３０

(1) 結果通知

一次審査の結果を令和6年5月2日(木)までに参加希望者全員に表明書に記載された連絡先に電子メールまたは電話により連絡し、後日、書面により結果を通知する。

②二次審査(プレゼンテーション審査)

(1) 日時

令和6年5月下旬予定(詳細については後日連絡)

(2) プレゼンテーションの方法

- ①プレゼンテーションへの参加人数は3人までとする。
- ②プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿って行うものとする。
- ③プレゼンテーションの時間は、各事業者20分以内(準備時間除く)とし、その後、質疑応答を10分程度とする。
- ④プレゼンテーションに当たり必要な機材等は、各事業者が用意すること。

(3) 参加の辞退

参加表明書提出後、都合により辞退する際は、プロポーザル参加辞退届(様式4)を令和6年5月14日(火)必着とし、郵送(簡易書留)又は持参により提出すること。

9 審査及び結果の通知

(1) 審査

審査は、本町職員等で構成する「和水町こども計画事業者選定委員会」にて、最高点を獲得した事業者を本業務の受託予定者とする。なお、受託予定者に契約を締結することができない何らかの事由が生じた場合は、次順位及びそれ以降の順位者を繰り上げ、新たな受託予定者とする。

(2) 審査項目

- ① 業務の実施体制
- ② 提案内容の的確性
- ③ 提案内容の創造性
- ④ 提案者の能力等
- ⑤ 見積額の妥当性

(3) 審査結果の公表・通知

審査結果については、和水町ホームページにて公表し、併せてプロポーザルに参加した事業者全てに文書にて通知する。

なお、審査内容詳細説明や審査結果の意義申し立ては一切認めない。

10 契約締結

9において受託予定者に決定した事業者は、本町と企画提案書をもとに契約締結のための仕様書確認等の協議を行ったうえで契約書を作成し、契約の締結を行う。
また、契約締結にあたっては、和水町財務規則等に基づくものとする。

11 失格条件

参加者及び受託予定者が、次の条項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案の内容に虚偽がある場合
- (2) 3の参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 他の参加者に対して不正な行為をしたと認められる場合
- (4) 定められた以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- (5) その他、本要領の事項に違反したと認められる場合

12 その他

- (1) 企画提案等に要する経費は、すべて事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類の返却はしない。
- (3) 1事業者が複数の提案をすることはできない。